

事務連絡
令和2年4月24日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の更新手続の
臨時的な取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症への対応のため、全都道府県を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が出されたこと等を踏まえると、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の更新手続にもより影響が出ることが予想されます。

手帳の更新申請時には、「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成7年9月12日付け健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）の別紙「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」（以下「実施要領」という。）により、障害者手帳申請書に医師の診断書又は年金証書等の写し等を添えて提出することを求めています。今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申請者が医師の診断書の取得のみを目的として医療機関に受診すること等を避けるため、更新手続の臨時的な取扱いを下記のとおりとしますので、内容を十分御了知いただくとともに、管内で手帳の更新手続を行う精神保健福祉センター等に周知いただくようお願いします。

記

1. 手帳の更新手続について

令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に手帳の有効期限を迎える者のうち、更新時に医師の診断書を添えて提出する必要がある者については、障害者手帳申請書の提出をもって、現に所持している手帳の有効期限の日から1年

以内は当該診断書の提出を猶予した上で、有効期限を更新することができるものとする。

医師の診断書の提出を猶予した場合、障害等級は、従前の等級によるものとする。ただし、猶予期間において当該者から診断書が提出された際には、精神保健福祉センターにおいてその判定を行い、等級を変更する必要があると判断された場合には、先に交付した手帳と引換えに新たな等級の手帳を交付するものとする。

なお、マイナンバーを活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合、又は、年金証書等の写しによる申請が可能である場合については、従前どおり実施要領に基づく手続を行うこと。

2. 手帳の更新の方法等について

手帳の更新申請に当たっては、現行においても、郵送による更新申請手続や、有効期限を超過した更新申請手続のいずれも可能であることから、改めてその周知に努めること。

担当者

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課障害保健係

高橋、大橋

TEL 03-5253-1111(内線 3110・3064)

Q 1： 医師の診断書の提出1年猶予で更新する場合の手帳の有効期限は1年か、2年か。

→（回答）有効期限は2年。

Q 2： 猶予期間の1年を超えて診断書を提出されない場合においても、更新した手帳については有効期限（更新前の有効期限の2年後の日）まで失効しないものと解釈してよろしいか。

→（回答）今回の事務連絡では診断書の提出を1年間猶予するものであり、提出自体を免除するものではないため、1年を超えて診断書の提出がなかった場合には、必要な書類が揃わないことになりますので無効になります（更新時点に遡及して無効とはしません）。

Q 3： 猶予した診断書が提出され、それを審査した結果、政令で定める精神の状態でない場合どう対応するのか。

→（回答）猶予した診断書の審査結果で、政令で定める精神の状態でない場合、精神保健福祉法第45条第3項により申請者に通知、手帳の自主返納を求め、それにもかかわらず、返納されない場合、精神保健福祉法第45条の2第3項及び第4項により指定医の診察を経て、返還命令を行うことになる。

Q 4： 対象者が猶予期間中に診断書を提出した場合、手帳更新時点に遡及して等級変更することとしてよろしいか。また、猶予期間経過後は遡及した等級変更はできないものとしてよろしいか。

→（回答）対象者から猶予期間中に診断書が提出された場合であって、等級変更が必要になる場合には手帳更新時点に遡及して適用はせずに、等級変更が生じた時点から変更してください。

（診断書は過去の対象者の病状を記載したものではなく、提出時点の病状のため）

Q 5： 等級変更が必要となった手帳の有効期限は診断書の提出から2年間になると解してよろしいか。

→（回答）診断書なしで更新した有効期限までの間の残期間有効とする。

Q 6： また、手帳更新時点と等級が同じ場合でも手帳の有効期限は延長されると解してよろしいか。

→（回答）おって提出があった診断書の判定で、診断書なしで更新した等級に変更が生じない場合は、診断書なしで更新した有効期限までの残期間とする。